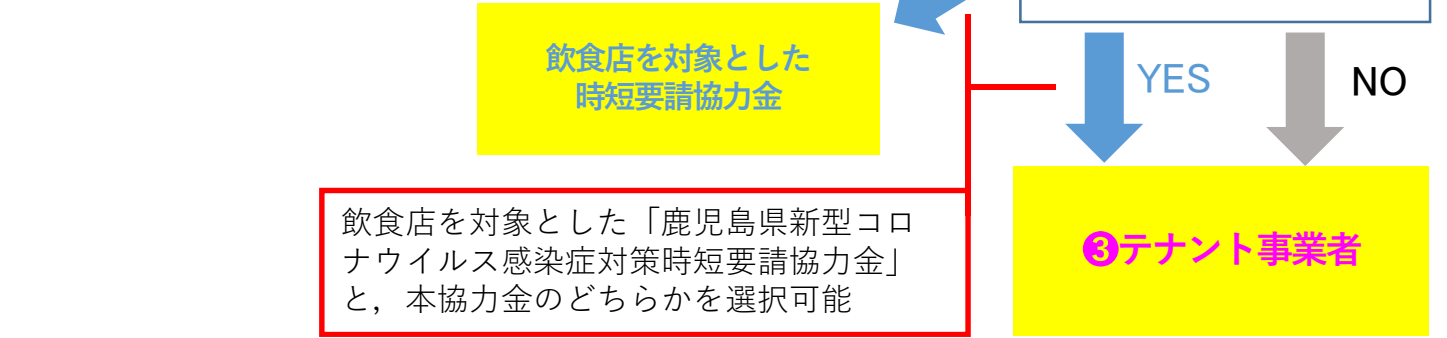
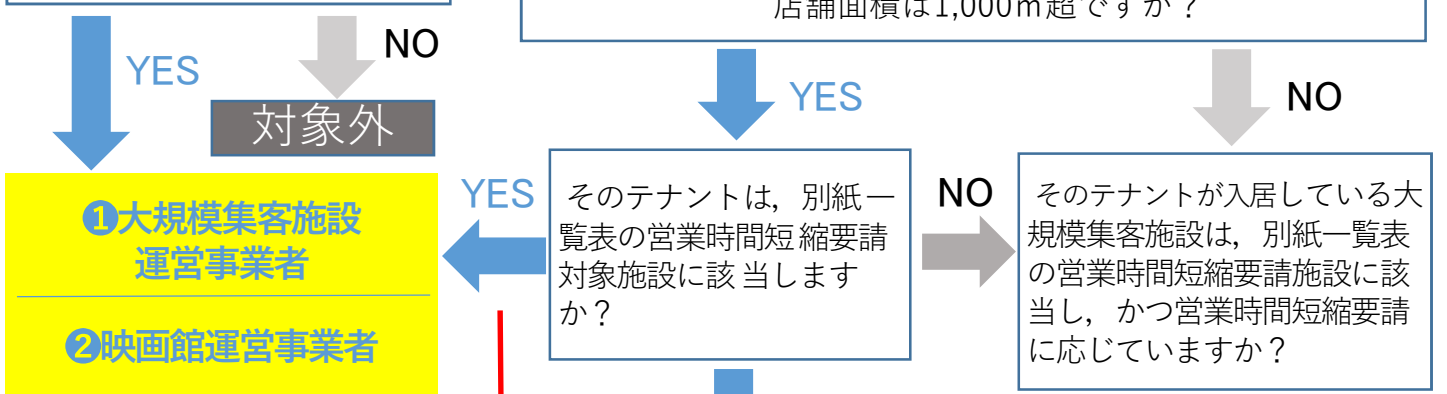
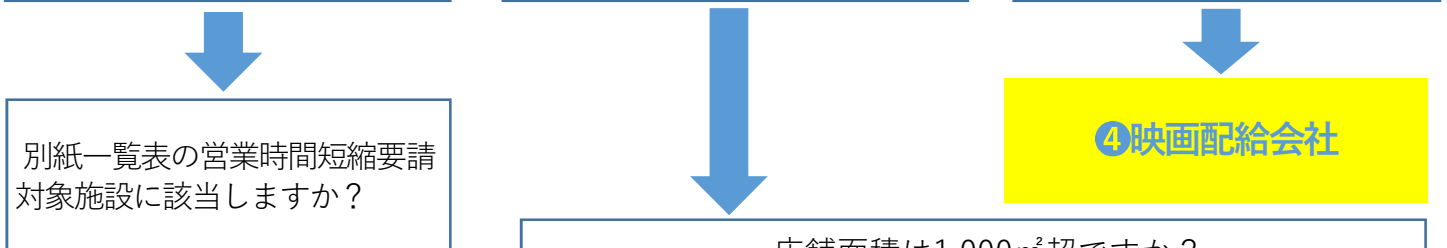
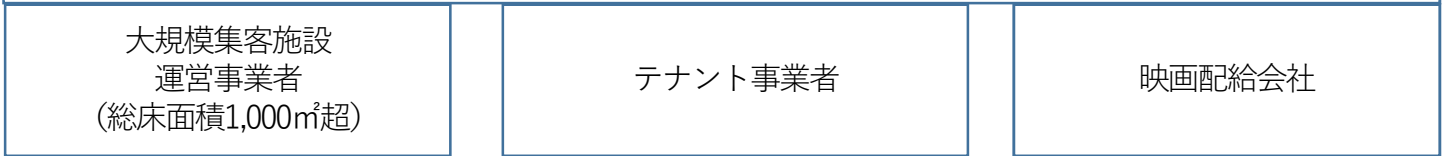


鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金
 (大規模集客施設・大規模施設テナント向け)
 対象事業者フローチャート

営業時間短縮要請の全期間（8月20日(金)20時～9月12日(日)24時）において、営業時間を短縮していませんか？（遅くとも8月27日(金)から要請に応じ、かつ、9月12日(日)まで営業時間短縮を継続しましたか？）

YES NO 対象外

措置区域（鹿児島市，霧島市，始良市）における以下のいずれに該当しますか？



①，②，④の事業者については、
 <大規模集客施設運営事業者・映画館運営事業者用> 申請要領をご覧ください。
 ③の事業者については、
 <テナント事業者用> 申請要領をご覧ください。

【特措法施行令第11条第1項に掲げる施設のうち、20時以降も営業する1,000平方メートルを超える施設】
 (イベント開催時及び映画館については21時以降)

施設の類型	施設の種類	施設例	要請内容
イベント関連施設等	劇場等	劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場 など	○1000㎡超 20時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催時及び映画館は21時までの営業時間短縮を要請
	集会場等	集会場, 公会堂, 展示場, 貸会議室, 文化会館, 多目的ホール など	
	ホテル等	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
イベントを開催する場合がある施設	運動施設	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツクラブ, ホットヨガ, ヨガスタジオ など	○1000㎡超 20時までの営業時間短縮要請
	博物館等	博物館, 美術館, 科学館, 記念館, 水族館, 動物園, 植物園 など	
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	マーチャン店, パチンコ店, ゲームセンター など	○1000㎡超 20時までの営業時間短縮要請
	遊興施設	個室ビデオ店, 個室付浴場業に係る公衆浴場, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場 など	
	サービス業を営む店舗	ネイルサロン, エステティック業, リラクゼーション業 など(生活必需サービスを除く)	
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店, ショッピングセンター, 百貨店, 家電量販店 など(生活必需物資を除く)	○1000㎡超 20時までの営業時間短縮要請 ※生活必需物資を除く